

登録免許税の軽減延長

平成28年度の税制改正により、次の登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。

- 1 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減（租税特別措置法第74条）【延長】

登記の種類		本則	一般住宅 ^(※)	軽減措置
所有権の保存の登記		0.4%	0.15%	0.1%
所有権の 移転の登記	マンション	2.0%	0.3%	0.1%
	戸建て住宅	2.0%	0.3%	0.2%

- 2 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減（租税特別措置法第74条の2）【延長】

登記の種類		本則	一般住宅 ^(※)	軽減措置
所有権の保存の登記		0.4%	0.15%	0.1%
所有権の移転の登記		2.0%	0.3%	

- 3 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減（租税特別措置法第74条の3）【延長】

登記の種類	本則	一般住宅 ^(※)	軽減措置
所有権の移転の登記	2.0%	0.3%	0.1%

※「一般住宅」欄は、住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減（租税特別措置法第72条の2）又は住宅用家屋の移転登記の税率の軽減（租税特別措置法第73条）を適用した場合の登録免許税の税率を参考掲載しています。



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

